

# 令和 3 年度 認定こども園・保育所 入所案内

## 令和 3 年度 利用申込書類の受付期間

### 教育利用（1号認定）

**私立：令和2年10月1日(木)～10月9日(金) 9時～17時**

※土・日曜日を除く

**公立：令和2年10月6日(火)～10月8日(木) 9時～15時**

- ・継続入所の方も、毎年申込みが必要です。
- ・各園で書類が異なりますので、入所を希望する認定こども園で申込書類をお受け取りください。
- ・申込先は、入所を希望する認定こども園です。

### 保育利用（2・3号認定）

#### 【1次募集】

**令和2年10月19日(月)～10月30日(金)**

(土・日曜日を除く平日8時30分～17時15分 ※火曜日のみ19時15分まで)

**臨時受付 令和2年10月25日(日) 8時30分～12時 市役所1階保険医療課前**

- ・継続入所の方も、毎年申込みが必要です。
- ・令和3年度の途中入所（育児休業明けなど）の方は入所予約ができますので、この期間に申し込んでください。
- ・保育の利用調整は受付順ではありません。保育の必要性の高い方が優先されます。
- ・受付期間以降も随時受け付けますが、期間内に申込みされた方から調整していきます。

#### 【申込み方法について】

上記1次募集期間のみ、郵送での申込みも受け付けます。郵送の場合、全ての必要書類等を同封し、書類の紛失等を防ぐため、必ず書留等の追跡可能な方法で送付してください。(10月30日(金)必着)

## 加東市外の認定こども園・保育所等に申込みをされる方へ

- ・加東市外の認定こども園・保育所に入所希望される場合でも、加東市への申込みが必要です。
- ・市区町村ごとに申込期間が異なりますので、入所を希望する施設所在地の市区町村に、申込期間・必要書類等を確認のうえ申込みをしてください。

## (保育利用の) 受付場所・問い合わせ先

加東市教育委員会 こども未来部 こども教育課

電話 0795-43-0546 / FAX 0795-43-0559

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地 (加東市役所 4 階)

# ◆ 施設一覧 ◆

●…利用可能

区分	公立／私立	施設名	所在地	電話番号	入所年齢 ※2			保育利用	定員(人) 認定こども園は 教育・保育合計 人数	休日保育
					教育利用					
					3歳	4歳	5歳			
認定こども園	私	泉こども園	西垂水 105	42-0100	※1 ●	●	●	生後3か月～	90	
	私	正覚坊こども園	上田 842-2	42-2692	※1 ●	●	●	生後3か月～	95	
	私	東古瀬こども園	東古瀬 634-2	42-1078	※1 ●	●	●	生後3か月～	75	
	私	三草こども園	上三草 160	42-0677	※1 ●	●	●	生後3か月～	95	
	私	たきの愛児園	上滝野 1170	48-2090	※1 ●	●	●	生後8か月～	105	
	私	加茂こども園	北野 235-1	48-5000	※1 ●	●	●	生後8か月～	100	
	私	河高こども園	河高 2116	48-2398	※1 ●	●	●	生後8か月～	80	
	私	高岡育児園	高岡 912-2	48-2624	※1 ●	●	●	生後6か月～	75	
	私	東条こども園	掬鹿谷 263-1	47-1601	※1 ●	●	●	生後6か月～	100	
	公	加東市立加東みらいこども園	山国 2001-1	42-4150	※1 ●	●	●	生後3か月～	250	●
	公	加東市立米田こども園	上久米 272-2	44-0101	※1 ●	●	●	生後3か月～	60	
保育所	私	椿山保育園	山国 1559	42-6001	/			生後3か月～	70	
	私	秋津保育園	秋津 940-4	47-0745				生後6か月～	45	
	私	さくら保育園	岡本 1572-7	46-0415				生後6か月～	60	●
	公	加東市立鴨川保育園	平木 1308	45-0271				1歳～	20	
	私	みやま保育園(広域入所)	小野市中谷町 200-2	(0794) 67-0158				生後3か月～	40	

※1 3歳の誕生日を迎えた翌月1日から「満3歳児」としての入園を受け入れています。(定員に空きがある場合のみ)

※2 令和3年度のクラス年齢は以下のとおりです。年度の初日の前日(3月31日)の満年齢で決定します。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和2年4月2日～
1歳児	平成31年4月2日～ 令和2年4月1日
2歳児	平成30年4月2日～ 平成31年4月1日
3歳児	平成29年4月2日～ 平成30年4月1日
4歳児	平成28年4月2日～ 平成29年4月1日
5歳児	平成27年4月2日～ 平成28年4月1日

## 加東市立認定こども園等について

米田こども園	社地域小中一貫校の開校時に合わせて、加東みらいこども園に統合する予定です。 (開校は令和6年度予定)
鴨川保育園	

# 保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 に つ い て

○保育所・・・・・・・・保育が必要な子どもを保育することを目的とする児童福祉施設です。

○認定こども園・・・保育所と幼稚園それぞれの機能をもつ施設です。

それぞれの施設の共通点および異なっている点は、次のとおりです。

	保育所	幼保連携型・保育所型認定こども園	
施設名 (市内)	椿山保育園 秋津保育園 さくら保育園 鴨川保育園	泉こども園・正覚坊こども園・東古瀬こども園 三草こども園・たきの愛児園・加茂こども園 河高こども園・高岡育児園・東条こども園 加東みらいこども園・米田こども園	
		保育利用	教育利用
入所 対象者	親の就労等の理由で保育が必要な子ども <b>2号認定子ども（満3歳以上）</b> <b>3号認定子ども（満3歳未満）</b>		教育を希望（親の就労等の条件なし） <b>1号認定子ども（満3歳以上）</b>
預かり 時間	<b>■保育標準時間</b> 11時間 ※時間帯の設定は施設によって異なる <b>■保育短時間</b> 8時間 ※時間帯の設定は施設によって異なる		<b>■教育標準時間</b> ※時間帯の設定は施設によって異なる ※教育時間終了後の「幼稚園型一時預かり事業」あり
休所日	日曜日・祝日 年末年始（施設によって異なる）		土・日曜日・祝日 長期休み（春・夏・冬休み）（施設によって異なる）
給食費	0～2歳児：主食費・副食費どちらも保育料に含む 3～5歳児：主食費・副食費どちらも保護者負担		主食費・副食費どちらも保護者負担
保育料	0～2歳児：国の基準に基づき市が決定（11段階） 3～5歳児：無償		無償
入所まで の流れ	「保育所等利用（調整）申込書兼児童台帳」に希望する施設名を記入し、「子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付申請書兼現況届」と必要書類等を添えて、こども教育課に利用申込み。 （1次募集 R2年10月） ↓ 提出された申請書等の内容を確認し、市が保育認定（2号・3号認定）と入所先の調整を行う。 ↓ 1次募集利用決定・市から内定通知書等を送付（R2年12月下旬予定） ↓ 2次募集（R3年1月上旬予定） ↓ 2次募集利用決定・市から入所承諾書等を送付（R3年2月中旬予定） ↓ 入所説明会等 ↓ 入所		申込書を記入し、「子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届」を添えて、施設に直接利用申込み。 ※申込書は施設によって異なる （R2年10月） ↓ 施設から入所の内定（選考方法は施設によって異なる） ↓ 市が1号認定を行う ↓ 入所説明会等 ↓ 入所
担当課	加東市教育委員会こども未来部こども教育課（庁舎4階）		

# 令和3年度 認定こども園・保育所の利用について ～申込みの前に必ずお読みください～

## 教育・保育給付認定について

幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育施設など（以下「保育所等」）を利用する場合は、「子どものための教育・保育給付」の給付認定を受ける必要があります。

この「子どものための教育・保育給付」とは、保育所等の利用にかかる費用の総額から、保護者が支払う利用者負担額（保育料）を引いた残りの費用を、公費（国・県・市町村）で負担するものです。認定を受けた子どもへの給付として、その子どもが利用する施設に支払われます。

認定区分は次の3つに分けられ、利用できる施設が決まっていきます。

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設
<b>1号認定</b> (教育標準時間認定)	満3歳以上	なし (保育は必要としないが、教育を希望。)	幼稚園 認定こども園（教育利用）
<b>2号認定</b> (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上	あり (就労等「保育の必要な事由」に該当する場合。)	保育所 認定こども園（保育利用）
<b>3号認定</b> (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満		保育所 認定こども園（保育利用） 小規模保育施設

さらに、2号認定・3号認定は、保育時間により次のいずれかに区分されます。

保育標準時間	1日最長 <b>11時間</b> 利用可能 主にフルタイム就労を想定（1か月あたり <b>120時間以上</b> の就労）
保育短時間	1日最長 <b>8時間</b> 利用可能 主にパートタイム就労を想定（1か月あたり <b>48時間以上</b> の就労）

## 「保育の必要な事由」の認定基準

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のどちらについても家庭において子どもの保育が困難な場合に、保育認定（2号・3号認定）を受けて保育所等への利用申込みができます。「下の子の育児が大変だから」、「集団生活に慣れさせたい」といった理由だけの場合は、保育の利用はできません。

ただし、保育認定を受けても、保育所等の定員に余裕がない場合や、保育を必要とする状況等による選考結果によっては、入所できないことがあります。

	保育が必要な事由	保育時間の認定
就労	一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。 <b>※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。</b>	就労時間による ⇒上記参照
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合 入所可能期間：出産予定日の8週間前から8週間後の間	保育標準時間
疾病・障害	病気、負傷、心身に障害がある場合	保育標準時間

介護・看護	同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護にあたる場合	保育標準時間
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害復旧にあたる場合	保育標準時間
求職活動	入所可能期間：最長3か月（期間内に勤務証明書等の提出が無ければ認定取消・退所となります。）	保育短時間
就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	就学時間による
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間
育児休業中の継続利用	就労時から既に保育所等を利用しており、継続利用が必須である場合（新規入所の子どもは対象外）	保育短時間
その他	上記に類する状態にあるとして市が認める場合	申請内容による

（注1）保育の必要な事由がなくなったときは、認定取消・退所となります。

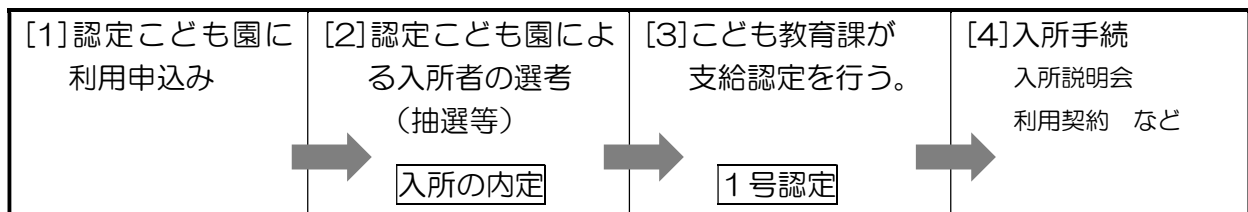
（注2）育児休業中の保育利用について

2・3号認定を受けて就労により保育所等を利用されている方が育児休業を取得される場合は、育児休業中の2・3号認定での継続利用の特例が認められます。ただし、雇用が継続されていること（育児休業給付金を受給されていること）が条件となりますので、育児休業給付金支給決定通知書の写し等を提出していただきます。

保護者の方と職場で復帰の約束をされていても雇用契約が終了する場合は、その時点で保育認定を取り消し、退所となります。

## 入所手続きの流れ

### 教育利用（認定こども園）



認定こども園の教育利用（対象：1号認定子ども）での入所を希望される場合は、直接希望される施設へ申し込んでください。

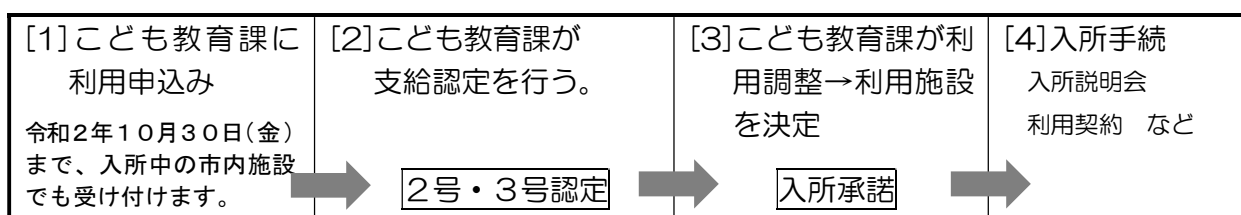
#### 市外の認定こども園等への入所申込みについて

市外の幼稚園・認定こども園の教育利用での入所を希望される場合も、直接希望される施設へ申し込んでください。ただし、給付認定は加東市が行いますので、下記必要書類②をこども教育課に提出してください。

**【必要書類】** ※1つの施設を選んで申し込んでください。

- ① 申込書（施設によって異なる様式です）
- ② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届（教育利用の継続利用の場合は不要）

## 保育利用 (保育所・認定こども園・小規模保育施設等)



保育利用を希望される方の利用調整及び決定は、住民票のある市区町村が行うこととなっています。

### 市外の保育所等への入所申込みについて

転出予定、里帰り出産予定の方や勤務先の方面等で市外の保育所等を希望される場合も、加東市を通しての申込みとなります。

市区町村によって申込締切日や申込可能な条件等が異なりますので、希望保育所等のある市区町村の保育担当課に必要な書類、申込条件などを確認のうえ申し込んでください。

里帰り出産時の、 上のお子さんの 入所申込み	1か月単位の 入所	こども教育課へ申し込んでください。(現在保育所等に 入所中の場合は、転園扱いになります。)
	必要な日だけ 保育所等を利用 したい場合	「一時預かり事業」の利用となります。希望の保育所 等に直接お申込みください。利用料は、半日または1 日単位で直接保育所等へお支払いください。

### 【必要書類】

- ① 保育所等利用(調整)申込書兼児童台帳  
 ※新規入所(転園希望)の方は、希望施設をすべて記入してください。6施設以上ある場合は欄外に記入してください。(記入した施設に必ず入れるとは限りません。)  
 ※記入のない施設では利用調整は行いません。  
 ※現在入所中の施設を継続して入所希望の場合は、第1希望欄のみ記入してください。
- ② 子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届(継続利用の場合も「現況届」として必要。)
- ③ 保育の必要性を証明する書類等(5ページ参照)

### 【1次募集終了後の申込みについて】

1次募集終了後も随時申込みを受け付けますが、1次募集期間内に申込みをされた方から調整を行います。調整終了後に1次募集終了後の受付分の調整を行います。

令和3年4月以降は、下記の申込締切日までに必要書類等を提出してください。

入所希望月	申込締切日	入所希望月	申込締切日
令和3年 5月	令和3年 4月12日(月)	令和3年11月	令和3年10月12日(火)
令和3年 6月	令和3年 5月10日(月)	令和3年12月	令和3年11月10日(水)
令和3年 7月	令和3年 6月10日(木)	令和4年 1月	令和3年12月10日(金)
令和3年 8月	令和3年 7月12日(月)	令和4年 2月	令和4年 1月11日(火)
令和3年 9月	令和3年 8月10日(火)	令和4年 3月	令和4年 2月10日(木)
令和3年10月	令和3年 9月10日(金)		

## 保育の必要性を証明する書類（保育利用の場合 全員必要）

- 申請の内容によって、必要な事項、使用する様式が異なります。父母（保護者）のどちらについても必要です。
- 兄弟姉妹2人以上申込みをする場合、複数提出の必要はありません。
- 必要な添付書類の提出が無い場合は、利用調整時に不利になる場合があります。
- 就労証明書等の内容で不明な点などがあった場合には、ご本人または会社等へ電話で問い合わせる場合があります。

就労	雇用主がある場合 (会社員・公務員・ パート・派遣社員等)	【使用様式】就労証明書 ■育児休業明けから入所される方は、育児休業を取得していることがわかる書類(育児休業給付金支給決定通知書の写し等)
	自営業 農業 内職	【使用様式】就労証明書 ■申請者本人が収入を得ていることがわかる書類 (無収入の労働は就労とみなしません。) ■給与明細書の写し等
妊娠・出産		【使用様式】申立書 ■母子健康手帳(記名のある表紙と出産予定日が記載されているページ)の写し
保護者の 疾病・障害	疾病	【使用様式】申立書 ■診断書の写し
	障害	【使用様式】申立書 ■身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し
介護・看護	【使用様式】申立書 ■身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し	
災害復旧	【使用様式】申立書 ■罹災証明書等	
求職活動	【使用様式】求職活動状況申告書 ■求職活動中であると分かる書類 ※就職が決まり次第、就労証明書を提出	
就学	【使用様式】申立書 ■在学証明書・学生証の写し等	

## 利用者負担額（保育料）を算定するために必要な書類（該当者のみ必要）

次の事由に該当される方のみ提出をお願いします。

生活保護を受けている方	生活保護適用証明書
母子・父子家庭の方	児童扶養手当の証書の写し又は母子家庭等医療受給者証の写し
同一世帯に障害者がいる 場合	次のうち所持しているものの写し (ア)身体障害者手帳・(イ)精神障害者保健福祉手帳 (ウ)療育手帳・(エ)特別児童扶養手当の受給を証するもの (オ)国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの

### 寡婦（夫）控除のみなし適用について

未婚のひとり親家庭には、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、保育料が高くなる場合があります。そこで、婚姻歴の有無による差が生じないように、保育料算定に係る寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。詳しい手続き方法は、こども教育課までお問い合わせください。

## 入所申込み後の手続きについて ※各種変更手続きの締切日は毎月20日です。

入所開始日は毎月1日、退所日は毎月月末となっています。

各種変更手続きの締切日は毎月20日（休日の場合は翌開庁日）となっており、手続きをした翌月初日から変更内容が適用されます。次の場合は、こども教育課で手続きをしてください。

状 況	提出書類	その他
①入所申込を取下げるとき	入所辞退届	入所前の手続き
②入所月を変更したいとき	入所変更申請書	入所前の手続き
③保護者の仕事が変わったとき	認定変更申請書 就労証明書	新たな就労先の就労証明書の提出が必要。
④保護者が仕事を辞めたとき	認定変更申請書	保育の必要性がない場合は、退所となりますが、求職活動をされる場合、教育利用に変更する場合は、こども教育課で手続きが必要。
⑤妊娠したとき	認定変更申請書	妊娠により仕事を辞める場合は、退所ですが、産前産後期間の利用を希望する場合は、母子健康手帳を持参のうえ、こども教育課で手続きが必要。
⑥出産したとき 育児休業を取得するとき	認定変更申請書	育児休業給付金支給決定通知書の写し等、育児休業を取得することがわかる書類の提出が必要。
⑦家庭の状況が変わったとき (再婚・離婚等)	認定変更申請書	
⑧住所・連絡先が変わったとき	認定変更申請書	利用中の施設でも手続きが必要。
⑨修正申告等を行い、市町村民税額に変更があったとき	申告書の写し等	市町村民税額に変更があった場合は、税額の変更があった月の翌月からの適用となります。
⑩市外へ転出するとき (転出＝加東市での退所です)	退所届	転出後も引き続き利用する場合は、転入先の市町村窓口で教育・保育給付認定及び入所申請手続きが必要。
⑪退所するとき	退所届	利用中の施設でも手続きが必要。

## 様々な保育サービスについて (通常の保育に加えて、様々な特別保育を行っています。)

延長保育	保育所等が設定する保育時間を超えて保育を利用した場合には、延長保育料が発生します。料金は各施設へ支払います。 【市内施設の延長保育利用料：100円/10分】
休日保育	日曜日及び祝日（年末年始を除く）に、保護者全員が就労等で子どもの保育ができない場合に保育を行います。事前の利用登録が必要ですので、くわしくは、実施施設へお問い合わせください。休日保育事業の利用日の前後1週間以内の平日に、保育を利用しない日（代替休園日）を設けない場合は、休日保育利用料が発生します。 【休日保育利用料：2,000円～3,000円/日（年齢による）】



<b>休日保育 (つづき)</b>	<p>■対 象：市内の保育所等に入所中の子ども及び加東市で保育認定を受けて市外の保育所等に入所中の子ども</p> <p>■実施施設：加東みらいこども園・さくら保育園</p>
<b>病児・病後児保育</b>	<p>病気などで、保育所等での集団生活が困難なお子さんを一時的にお預かりします。事前の利用登録が必要です。くわしくは、こども教育課または加東市病児病後児保育施設「かとっこ」へお問い合わせください。</p> <p>【市内のお子さんの病児・病後児保育利用料：2,000円/日】</p> <p>■対 象：病気やけがで保育所等での集団生活が困難な小学生以下の子ども</p> <p>■実施場所：加東市病児病後児保育施設「かとっこ」 加東市家原 85 番地（加東市民病院東隣） 電話：0795-42-2415</p>
<b>一時預かり事業</b>	<p>【一般型一時預かり事業】保護者の就労や私的な都合により、一時的に保育が必要となる子どもが対象です。くわしくは、保育所等へお問い合わせのうえ、直接申し込んでください。</p> <p>【一時預かり利用料：1,500円～3,000円/日（年齢・利用時間による）】</p> <p>【幼稚園型一時預かり事業】認定こども園の教育利用の子どもが対象です。登園日に通常の利用時間を超えて一時的に保育を行います。利用時間、利用料等は施設によって異なります。</p>

## その他 注意事項

### 1 利用者負担額（保育料）について

保育料は、子どもの父母の市町村民税所得割額の合算で決定します。（ただし、父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合はその主宰者の税額も合算します。）

令和3年度保育料については、決定次第（4月初旬を予定）お知らせします。

### 2 ならし保育

新規入所する子どもについて、集団保育への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育のことを「ならし保育」といいます。ならし保育を行う期間やお迎えの時間等については、施設と相談しながら行っていくことになります。

入所日より前にならし保育をすることはできません。育児休業明けなどで入所される場合に、加東市では職場復帰日より最長1か月前からの入所が可能です。（保育料は通常通りです。）

ただし、4月入所希望の方に限り、1か月前（前年度3月）からの入所はできません。

### 3 保育時間に関する留意事項

保育所・認定こども園（保育利用）は保護者が就労などのために家庭で保育することができない子どもを、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。認定に応じた利用時間帯の範囲内で、保護者の実際の就労や通勤等のため必要な保育時間について利用してください。

### 4 マイナンバー（個人番号）の記載について

教育・保育給付認定に係る手続きの際には、認定の対象となる子ども及び父母（保護者）のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。制度の趣旨をご理解いただき、必要書類を必ずご持参ください。

現在入所中など、既に教育・保育給付認定を受けている子どもの申込みについては、子ども分のみ記載をお願いします。

## ■マイナンバー（個人番号）の記載に係る必要書類

### 保護者本人が申請書等を提出する場合

- ◎認定の対象となる子ども及び保護者の番号確認書類
- ◎保護者の本人確認書類

### 代理人が申請書等を提出する場合

- ◎申請者の番号確認書類
- ◎代理人の本人確認書類
- ◎委任状 保護者以外（祖父母等）が申請に来られる場合必要です。

①写真入りマイナンバーカードがある場合は、「番号確認書類」と「本人確認書類」として使えます。

②マイナンバーカードがない場合は、以下の書類をご持参ください。

#### ◎番号確認書類

マイナンバーの通知カード、マイナンバー記載の住民票の抄本等

#### ◎本人確認書類（A書類1点又はB書類2点）

A書類 （写真入り）	運転免許証、パスポート、写真入りの住民基本台帳カード、身体障害者手帳など
B書類 （写真なし）	保険証（組合員証）、国民年金手帳、写真なしの住民基本台帳カードなど

## 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、総合的な少子化対策を推進する一環として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、3歳児から5歳児および住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施しています。

### 幼児教育・保育の無償化の対象

幼稚園・認可保育所・認定こども園等の保育料 ⇒無償化にあたり、手続きは必要ありません。

- ・すべての3歳児～5歳児の保育料
- ・住民税非課税世帯である0歳児～2歳児の保育料
- ・幼稚園・認定こども園の教育利用の場合は、3歳になった日以降（満3歳児）の保育料

幼稚園・認定こども園（教育利用）の預かり保育利用料

- ・3歳児～5歳児の預かり保育利用料は、月額11,300円まで
- ・住民税非課税世帯である満3歳児の預かり保育料は、月額16,300円まで
- ※利用日数に応じて上限額は変動します。（1日あたりの上限は450円）
- ※住民税課税世帯である満3歳児の預かり保育利用料は、無償化の対象外

認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育施設・ファミサポ）の利用料

- ・3歳児～5歳児の利用料は、月額37,000円まで
- ・住民税非課税世帯である0歳児～2歳児の利用料は、月額42,000円まで
- ※認可保育所・認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

「保育の必要な事由」の認定が必要です

「保育の必要な事由」については2ページをご覧ください。

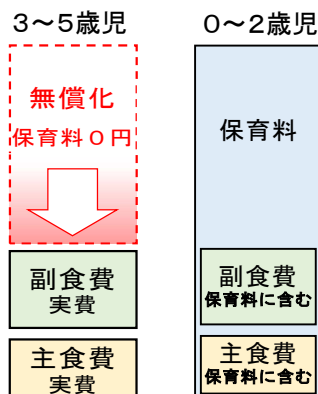
## 幼児教育・保育の無償化の範囲

(金額：月額上限額)

	認可保育所・ 認定こども園 (2・3号)等	認定こども園(1号)		幼稚園 (国立大学附属幼稚園含む)		認可外保育 施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
<b>3～5歳児</b> (3歳になった後、最 初の4月から小学校 入学までの3年間)	○	○	○(※1) (11,300円)	○ (25,700円) (附属幼稚園 8,700円)	○(※1) (11,300円)	○(※1) (37,000円)
<b>満3歳児</b> (3歳になった日か ら最初の3月31日 までにある子ども)		○	× (非課税世帯のみ 16,300円まで無償)	○ (25,700円)	×	
<b>0～2歳児</b> (住民税非課税世帯)	○	(※1) 無償化にあたり「保育の必要な事由」の認定が必要				○(※1) (42,000円)

## 幼稚園・認可保育所・認定こども園の給食費について

- 3歳児～5歳児の給食費は、主食費・副食費どちらも保護者の実費負担になりました。主食(お米など)は、施設が提供する場合と家から持参する場合とに分かれます。給食費は、施設(加東市立園は市)にお支払いいただきます。
- 0歳児～2歳児の主食費・副食費は、保育料に含まれます。



### 副食費の免除について

無償化にあたり、保護者の負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられています。市から免除対象者へ通知しますので、免除申請等の手続は不要です。

#### 【対象】

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども(※)

※教育利用：小学校3年生までの児童から数えて第3子以降  
保育利用：就学前児童から数えて第3子以降

## 「保育の必要な事由」の認定申請手続き

認定を受けるためには、次の書類をこども教育課へ提出してください。

申請手続きの締切日は毎月20日(休日の場合は翌開庁日)となっており、翌月初日から認定されます。

- ①子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届
- ②保育の必要性を証明する書類等(5ページ参照)

## 預かり保育・認可外保育施設等の利用料について

認定を受けた子どもの利用料はいったん保護者の方で負担していただきます。その後、施設からの領収書をもって、市へ請求をしていただきます。

## 入所に関してよくある質問

- Q1** 兄弟で認定を分けることはできますか。（例）上の5歳児は1号認定、下の1歳児は3号認定
- A できます。支給認定は子どもについて行っているのので、同じ保護者の子どもの中で認定が異なることを可能としています。
- Q2** 認定こども園の教育利用での入所希望です。複数の施設に申し込む（併願する）ことは可能ですか。
- A 教育利用での入所申込みの併願はできません。1つの施設にだけ申し込んでください。なお、こども教育課では、施設の選考から外れた場合に他の施設へのあっせんや調整は行いません。
- Q3** 認定こども園の教育利用で入所が決定しましたが、保育利用の申込みはできますか。
- A できません。ただし、教育利用での入所選考で外れた場合は、保育利用の申込みをすることも可能です。その場合は「保育の必要性を証明する書類」等を添えてこども教育課で申込みをしてください。
- Q4** 3歳の誕生日を迎えてから認定こども園の教育利用での入所希望ですが、申込みはできますか。
- A できます。「満3歳児」として2歳児クラスへの入所となるため、施設の選考は、保育利用の調整をすべて行った後（2月中旬頃）になります。（2歳児の定員に空きがある場合のみ入所が可能です。）
- Q5** 申込み時点でまだ生まれていない子どもの申込みはできますか。
- A 加東市に住民票がない子どもの申込みはできませんので、出生後速やかに入所申込みの手続きを行ってください。
- Q6** 利用調整結果（保育所等へ入所できるかどうか）は、いつ、どのようにわかりますか。
- A 受付終了後から、提出された書類を審査し利用調整を行っていきます。1次募集の結果は12月下旬に入所承諾（内定）通知書または入所保留通知書をご自宅あてに郵送します。
- Q7** 入所後に転園することはできますか。
- A 原則として、保育所等に在籍したまま転園申請することはできません。里帰り出産期間中の上のお子さんの転園を希望される場合は、こども教育課へご相談ください。転園される場合は、それまで在籍していた保育所等を一旦退所する扱いとなります。
- Q8** 認定の有効期間は何年ですか。またその間に認定基準に該当しなくなった場合はどうなりますか。
- A 1号認定は満3歳から小学校就学前までです。2号認定は満3歳の誕生日の前日から小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までを基本としますが、保育の必要性の認定事由に該当しなくなった場合はその時点で認定取消・退所となります。また有効期間内でも、認定基準に該当していることの確認や、保育料算出の必要性を踏まえ、現況届を1年に1回提出していただきます。
- Q9** 年度の途中で誕生日を迎えて満3歳になります。認定を3号から2号に変えるための手続きは必要ですか。また保育料はどうなりますか。
- A 年度の途中で満3歳になり、認定が3号から2号に変わる際には、こども教育課が変更を行いますので改めて申請をする必要はありません。保育料については、その年度中2歳児として算出された金額が適用され、クラス編成も年度を通して変わりません。
- Q10** 年度の途中で勤務形態が変わった場合、利用時間を保育短時間から保育標準時間に変更することはできますか。または、1号認定から2号認定に変更することはできますか。
- A 就労の実態にあわせて変更することができます。原則として変更希望月の前月20日（休日の場合は翌開庁日）までに「教育・保育給付支給認定変更申請書」と就労証明書等を提出してください。なお、1号認定から2号認定への変更も同様です。
- Q11** 入所中に欠席した場合も保育料はかかりますか。病気等で長期間休んだ場合はどうですか。
- A 保育所等の「休園」の手続きはありません。退所の手続きをしない限り、長期間お休みをされている場合であっても、保育料は全額納付していただきます。
- Q12** 子どもに障害があっても入所できますか。食物アレルギーがあっても対応してもらえますか。
- A 医療行為の必要が無く、集団の中で保育することができる子どもであれば入所可能です。食物アレルギーがある場合は、入所決定後に施設とご相談ください。ただし、特別な配慮が必要なお子さんについては、施設によって対応できる範囲が異なるため、事前に希望される施設に相談されることをおすすめします。除去食を実施する場合等、医師の診断書が必要な場合があります。
- Q13** マイナンバーはどうして必要ですか。
- A 子どものための教育・保育給付の認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧させていただき、その情報に基づき利用者負担額を決定するために必要です。

令和3年度保育所等利用（調整）申込書兼児童台帳

<p>入所児童の年齢や、家庭状況については、<b>令和3年度入所希望月時点の状況を記入してください。</b></p> <p>兄弟で2人以上入所する場合は、保護者名を統一してください。</p>	<p>住所 加東市 <b>社50-1</b></p> <p>R2. 1.1 時点の住所 ※現住所と異なる場合は記入ください <b>大阪市北区××</b></p> <p>R3. 1.1 時点の住所 ※現住所と異なる場合は記入ください <b>令和3年1月以降に申請する場合のみ必要</b></p> <p>氏名 <b>かとう ひろし</b> <b>加東 ヒロシ</b></p> <p>電話番号 ( <b>0795</b> ) <b>42 - 3301</b> 携帯番号 ( 父 <b>090-1234-5678</b> )</p>
<p>申込日 <b>令和2年</b></p>	<p>ふりがな <b>かとう ももこ</b></p> <p>生年月日 <b>平成27年4月8日</b></p> <p>年齢 (R3. 4.1現在) <b>満 5 歳</b></p> <p>性別 <b>男 (女)</b></p>
<p>利用児童 <b>加東 桃子</b></p>	<p>前年度利用保育所等 <b>加東保育所</b></p>
<p>保育の実施を必要とする理由</p> <p>父 <input type="checkbox"/>就労 <input type="checkbox"/>疾病 <input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p>母 <input type="checkbox"/>就労 <input type="checkbox"/>妊娠・出産 <input type="checkbox"/>疾病・障害 <input type="checkbox"/>介護等 <input type="checkbox"/>災害復旧 <input type="checkbox"/>求職活動 <input type="checkbox"/>就学 <input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p>出産予定の場合は記入してください。 (出産(予定)日 年 月 日)</p>	<p>利用を希望する期間 <b>令和3年 4月 1日</b> から 年 月 日 <b>・小学校就学前</b> まで</p> <p>希望する利用時間 <b>午前 8 時 00 分</b> から <b>午後 5 時 00 分</b> まで</p> <p>児童を送迎する主な人 <b>・父 (母) ・祖父 ・祖母 ・その他 ( )</b></p>

利用を希望する保育所等

利用を希望する保育所等名	第1希望 <b>加東中央保育園</b>	(希望理由) <b>自宅から近い</b>	
	第2希望 <b>ふたば保育園</b>	(希望理由) <b>自宅から近い</b>	
	第3希望 <b>なかよし保育園</b>	(希望理由) <b>勤務先から近い</b>	
	第4希望 <b>みつばこども園</b>	(希望理由) <b>勤務先から近い</b>	
	第5希望	(希望理由)	
①	<p>転園希望の方で、希望する保育所等に入所できない場合、現在利用中の保育所等を継続利用される場合は右記にチェックしてください。</p> <p><b>必ずチェックをしてください。</b></p>		<input checked="" type="checkbox"/>
②	<p>必ず読んで、チェックしてください。</p> <p>上記に記載した保育所等は、施設の概要等を理解した上で希望するため、いずれの施設で決定されても異議はありません。</p>		<input checked="" type="checkbox"/>

新規・転園（上記①にチェックした方以外）希望の方はご記入ください。【選考に影響はありません】

<p>第1～第5希望の保育所等に入所できないため、空き待ちをする場合</p>	<p><input type="checkbox"/>保護者が自宅で保育する <input type="checkbox"/>親族が保育する</p> <p><input type="checkbox"/>育児休業を延長する ( 年 月 日まで )</p> <p><input type="checkbox"/>職場に連れて行く ( 託児所等を含む )</p> <p><input type="checkbox"/>認可外保育施設等を利用する ( 施設名等 : )</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ( )</p>
<p>兄弟姉妹が同時に入所申込みをしている場合</p>	<p><input type="checkbox"/>同じ施設に入所できない場合、空きが出るまで待つ</p> <p><input type="checkbox"/>入所できるのであれば、兄弟姉妹で異なる施設でもよい</p> <p>同じ施設に入所できない場合、1人だけでも入所を希望されますか。</p> <p><input type="checkbox"/>1人だけでも入所を希望する ( 上の子から・下の子から・入所可能な子から ) →入所できなかった児童は ( 認可外等・職場・親族が保育・その他 ( ) )</p>
<p>兄弟姉妹が既に入所している場合</p>	<p><input type="checkbox"/>同じ施設に入所できない場合、空きが出るまで待つ</p> <p><input type="checkbox"/>入所できるのであれば、兄弟姉妹で異なる施設でもよい</p>

現在の保育状況 ※現在、認可保育所等を利用していない方はご記入ください

<input type="checkbox"/> 産休・育児休業中（復帰予定日 年 月 日）
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設・企業主導型保育施設等を利用している（施設名：
<input type="checkbox"/> 職場に連れて行っている <input type="checkbox"/> 親族等に預けている
<input type="checkbox"/> 家庭で保育をしている <input type="checkbox"/> その他（ ）

利用児童の家庭の状況

利用児童の世帯員及び家庭の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先等	勤務先電話番号*
	加東 ヒロシ	父	T・ <input checked="" type="checkbox"/> S・H・R 55年 6月 20日	会社員	ふたば商事	000-000-0000
加東 すみれ	母	T・ <input checked="" type="checkbox"/> S・H・R 55年 5月 25日	内職	なかよし商店	0000-00-0000	
加東 咲子	姉	T・S・ <input checked="" type="checkbox"/> H・R 18年 3月 21日				
加東 友蔵	祖父	T・ <input checked="" type="checkbox"/> S・H・R 20年 10月 3日				
加東 こたけ	祖母	T・ <input checked="" type="checkbox"/> S・H・R 26年 4月 4日				
		T・S・H・R 年 月 日				
		T・S・H・R 年 月				

提出する証明と同じ内容を記入  
 ・家族の状況も入所希望月時点の状況を記入  
 ・保護者以外の保育の必要性の証明は不要

該当がない場合は必ずチェックしてください。

※いずれかにチェックをしてください。  
生活保護世帯 父子・母子家庭 障害手帳等保有者あり  
特別児童扶養手当支給対象児あり 幼稚園児あり 該当なし

児童の状況

目は	児童の状況は、必ず記入してください。 特に注意することがある場合は詳しく記入してください。			<input type="checkbox"/> 不明
耳は	<input type="checkbox"/> 聞こえる	<input type="checkbox"/> 聞こえづらい	<input type="checkbox"/> 補聴器使用	<input type="checkbox"/> 不明
言葉は	<input type="checkbox"/> よくしゃべる	<input type="checkbox"/> 単語のみ	<input type="checkbox"/> あまりしゃべらない	<input type="checkbox"/> 不明
ひきつけ	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（月に/週に 回程度）			
薬の服用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（薬名： ）			
アレルギー	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（種類： ） →ありの場合、医療機関等（ ）			
除去食	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（種類： ）			
乳幼児健診の受診状況	<input type="checkbox"/> 4箇月	<input type="checkbox"/> 1歳6箇月	<input type="checkbox"/> 3歳	<input type="checkbox"/> 受診なし（あてはまるものすべてに <input checked="" type="checkbox"/> )
健診時に医師等から指導はありましたか	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（内容： ）			
既往症（今までにかかった大きな病気）	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（病名等： 時期： ）			
その他（健康状態の詳細や癖など、気になることがあれば記入してください。）				

※市記入欄	受付印		<input type="checkbox"/> 不足なし
			<input type="checkbox"/> 不足あり
	提出書類		【※不足ありの場合】 給付認定申請書・就労証明書（ ）・申立書（ ） 添付書類（父子母子・障害・その他（ ））
	利用決定保育所等		書類預かり者



子どものための教育・保育給付認定申請書 兼  
子育てのための施設等利用給付認定申請書 兼 現況届

記入例

加東市長 様

新規申請の方は上段に、

令和 2 年 10 月 21 日

- 次のとおり、子
- 次のとおり、給

継続申請の方は下段にチェックしてください。

（施設等利用給付）の給付認定を申請します。  
ついて現況を届け出ます。

なお、市が子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

1 申請する認定区分等

A S D の う ち 該 当 に ○  (※4)	A	子どものための教育・保育給付（子ども・子育て支援法第19条） 対象施設・事業：新制度に移行している幼稚園・認定こども園（教育利用）	1号認定（※1）
	B	子どものための教育・保育給付（子ども・子育て支援法第19条） 対象施設・事業：認可保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業 等	2号/3号認定
	C	子育てのための施設等利用給付（子ども・子育て支援法第30条の4） 対象施設・事業：幼稚園	1号認定（※2）
	D	子育てのための施設等利用給付（子ども・子育て支援法第30条の4） 対象施設・事業：認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業（※3）	2号/3号認定
認定希望期間		令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 まで	

- (※1) 「A」の方で、通常の教育利用に加えて預かり保育等（※3）を利用される場合は、「D」にも○を記入してください。
- (※2) 「C」の方で、通常の教育利用に加えて預かり保育等を利用される場合は、「D」のみ○を記入してください。
- (※3) 当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満、又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合は、認可外保育施設の利用を含めることができます。
- (※4) 「B」、「C」又は「D」に該当する場合は、裏面も記入してください。

2 申請者（代表保護者）

保護者氏名 (ふりがな) 加とう ひろし <b>加東 ヒロシ</b>	現住所 〒673-1431 <b>加東市杜50番地1</b>	連絡先 続柄 父 <b>090-4567-8910</b> 続柄 母 <b>090-1234-5678</b>
--	--------------------------------------	---

3 申請に係る児童

児童氏名 (ふりがな) 加とう ももこ <b>加東 桃子</b>	生年月日 <b>平成27年 4月 8日</b>	申請者から みた続柄 <b>子</b>	性別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input checked="" type="checkbox"/>	障害者手帳 の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
認定番号	←既に認定済			

4 児童の世帯の状況

児童との続柄	氏名	生年月日	有無	職業	個人番号
本人	(ふりがな) 加とう ももこ <b>加東 桃子</b>	<b>平成27年 4月 8日</b>	<input type="checkbox"/> 有	<b>加東保育所</b>	0000 0000 0000 0000
保護者	(ふりがな) 加とう ひろし <b>加東 ヒロシ</b>	<b>昭和55年 6月 20日</b>	<input type="checkbox"/> 有	<b>会社員</b>	0000 0000 0000 0000
	※前年1月1日時点の住所 <b>加東市</b> ・加東市以外 ( )	※本年1月1日時点の住所 <b>加東市</b> ・加東市以外 ( )			
保護者	(ふりがな) 加とう すみれ <b>加東 すみれ</b>	<b>昭和55年 5月 25日</b>	<input type="checkbox"/> 有	<b>内職</b>	0000 0000 0000 0000
	※前年1月1日時点の住所 <b>加東市</b> ・加東市以外 ( )	※本年1月1日時点の住所 <b>加東市</b> ・加東市以外 ( )			
保護者以外の同居の世帯員	(ふりがな) 加とう さきこ <b>加東 さきこ</b>	<b>平成18年 3月 21日</b>	<input type="checkbox"/> 有	<b>〇〇中学校</b>	
	(ふりがな) 加とう ともぞう <b>加東 友蔵</b>	<b>昭和20年 10月 3日</b>	<input type="checkbox"/> 有	<b>自営業</b>	
	(ふりがな) 加とう ことけ <b>加東 ことけ</b>	<b>昭和26年 4月 4日</b>	<input type="checkbox"/> 有	<b>自営業</b>	
	(ふりがな)	年 月 日	<input type="checkbox"/> 有		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯（離婚・死別・未婚・その他（ ））・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外				
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 適用無し ・ <input type="checkbox"/> 適用有り（ 年 月 日保護開始）				

○字は楷書ではっきりと書いてください。

**1 申請する認定区分が「C」又は「D」に該当する場合のみ記入してください。**

5 利用（予定）施設

(1) 国立大学附属幼稚園・私立幼稚園（新制度への未移行幼稚園）を利用（予定）の方

施設名	(認定区分「D」に該当する場合のみ記入) 預かり保育事業等の利用状況（該当するものに☑）
	<input type="checkbox"/> 幼稚園の預かり保育のみを利用（予定）
	<input type="checkbox"/> 幼稚園の預かり保育以外のサービスも利用（予定）

(2) 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業を利用（予定）の方

施設名等	利用するサービスの種類	所在地
	認可外 病児保育	一時預かり ファミサポ
	認可外 病児保育	一時預かり ファミサポ

**1 申請する認定区分が「B」又は「D」に該当する場合のみ記入してください。**

6 保育の利用を必要とする理由等

続柄	保育を必要とする理由（該当するものに☑）			
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害等 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	（具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））			
	就労	自営業・勤務先（ <b>ふたば商事</b> ）		
	就学	学校（機関）名（ ）	疾病・障害等	傷病名（ ） 手帳・ 級
	介護・看護等	被介護（看護）者（ ） 傷病名（ ） 介護保険（要介護 級）		
	その他の状況（ ）			
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害等 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	（具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））			
	就労	自営業・勤務先（ <b>なかよし商店</b> ）	妊娠・出産	出産予定日（ 年 月 日）
	就学	学校（機関）名（ ）	疾病・障害等	傷病名（ ） 手帳・ 級
	介護・看護等	被介護（看護）者（ ） 傷病名（ ） 介護保険（要介護 級）		
	その他の状況（ ）			
申請区分が「B」の場合のみ記入してください。（※5）	保育必要量の希望（※6）	<input type="checkbox"/> 保育短時間認定（1日最長8時間） <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定（1日最長11時間）		

(※5) 申請区分「B」（子ども・子育て支援法第19条2号/3号認定）以外の場合は、保育必要量の認定は行いません。  
 (※6) 保育必要量は、保育を必要とする事由・状況等を認定基準に照らし合わせて決定しますので、希望に添えない場合があります。

\* 施設記載欄（施設（事業者）を経由して市に提出する場合）

受付年月日	令和 年 月 日
施設（事業者）名	(事業所番号： )
担当者氏名	
連絡先	
入所契約の有無	有（契約・内定（ 年 月 日契約（内定））） ・ 無
備考	

○字は楷書ではっきりと書いてください。



# 就労証明書

加東市長 様

記入例

証明日	令和 2 年 10 月 1 日
事業所名	ふたば商事
代表者名	代表取締役 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ㊞
所在地	加東市社00-0
電話番号	0000-00-0000
記入者名	■■■■
記入者連絡先	0000-00-0000

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄				
勤務先事業者に関する事項						
1	業種	金融業 ( )				
就労者に関する事項						
2	ふりがな	かとう ひろし				
	就労者氏名	加東 ヒロシ				
3	就労者住所	加東市社50-1				
就労状態等に関する事項						
4	雇用(予定)期間	有期 <input checked="" type="radio"/> 無期 <input type="radio"/>	平成 15 年 4 月 1 日	~	年 月 日	
5	勤務先事業所名	ふたば商事				
6	勤務先住所	加東市社00-0				
7	勤務先電話番号	0000-00-0000				
8	雇用の形態	<input checked="" type="radio"/> 正規 <input type="radio"/> パート <input type="radio"/> アルバイト <input type="radio"/> 派遣 <input type="radio"/> 自営業 <input type="radio"/> 内職 <input type="radio"/> 農業 <input type="radio"/> その他( )				
9	就労形態	固定就労の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝祭日	合計時間/週	45 時間 分	
		変則就労の場合	週・月 時間 分 ※休憩時間除く【変則就労の場合、詳細を記入してください。】			
		就労時間	平日	8 時 30 分 ~ 17 時 30 分	※上記の合計時間は休憩時間を含む1週間当たりの就労時間を記入してください。左記の1日の就労時間は休憩時間を含めた時間を記入してください。曜日により違う場合等は下記の備考欄にその旨を記入してください。	
		土曜	8 時 30 分 ~ 17 時 30 分			
		日曜	時 分 ~ 時 分			
11	過去3か月の就労実績または今後の就労見込み	令和 2 年 7 月	令和 2 年 8 月	令和 2 年 9 月	※3ヶ月以上の就労実績がない場合は、(実績がある月について記入した上で、)今後の就労見込みを記入してください。	
		21 日/月	20 日/月	19 日/月		
12	産前・産後休業の取得	取得(予定・中・終了)	令和 年 月 日	~	令和 年 月 日	
13	育児休業の取得(予定期間)	取得(予定・中・終了)	令和 年 月 日	~	令和 年 月 日	
		短縮可能時期	年 月 日	延長可能時期	年 月 日	
14	復職(予定)年月日	年 月 日				
その他						
15	備考欄					

保護者記入欄

継続利用の場合→利用中にチェック  
新規・転園希望の場合→申し込み中にチェック

提出日 令和 2 年 10 月 21 日

児童名	加東 桃子	平成27 年 4 月 8 日生	施設名	加東中央保育園 <input type="checkbox"/> 利用中 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名		年 月 日生	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
児童名		年 月 日生	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

※勤務内容や勤務時間について、事業所等に確認させていただくことがありますのでご了承ください。

※疾病・障がい、介護・看護、就学等用		児童との続柄	母
利用施設名	加東中央保育園	児童氏名	加東 桃子

申 立 書

令和2年 10月 21日

加東市長 様

住 所 加東市社50-1

保護者氏名 加東 すみれ

印鑑を  
忘れずに!



下記の事項について、申し立てます。

保護者が疾病・障がいである場合

次のとおり疾病、障がいであるため、保育を必要とします。

疾病名・障がい名・身体の状態等	
入院・通院状況 ※入院期間、通院時間等記入	
入院・通院先	

親族の介護・看護をしている場合

次のとおり親族の介護・看護をしているため、保育を必要とします。

介護・看護の相手	(保護者との続柄: )
介護・看護の場所	<input type="checkbox"/> 保護者の居宅内 <input type="checkbox"/> 保護者の居宅外 ( )
介護・看護の頻度	週 ・ 月 に 日 ( 週 ・ 月 に 時間)

就学の場合

次のとおり就学しているため、保育を必要とします。

就学先・場所	
就学状況	

その他

次の理由により、保育を必要とします。

妊娠・出産のため	出産予定日	令和3年4月15日
----------	-------	-----------

※事実と相違した場合は、認定こども園、保育所に入所できなくなる場合があります。

※求職活動用		児童との続柄	母
利用施設名	<b>加東保育所</b>	児童氏名	<b>加東 桃子</b>

## 求職活動状況申告書

令和2年 10月 21日

加東市長 様

住 所 **加東市杜50-1**

保護者氏名 **加東 すみれ**

印鑑を  
忘れずに！



私の求職活動状況について、次のとおり申告します。  
 認定こども園、保育所入所から3か月以内に就職し、勤務（内定）証明書または就労状況申告書を提出します。  
入所後、3か月以内に提出できない場合は、施設利用を取り消されても異議はありません。

- 採用試験を受けて、結果を待っている。  
結果がわかるのは、        年        月        日
- 採用試験を受けたが、不合格だった。
- ハローワークで行っている。  
・求人票の写し    有    無        ・頻度        週   ・ 月 に        回
- 自宅において、求人誌・インターネット等により行っている。
- 起業準備をしている。
- 入所後、本格的に就労先を探す。

求職活動や起業準備を行った場合は、活動内容を記入してください。

月日	会社名・場所	結果・状況等

# 参考 令和2年度利用者負担額(保育料)表

(令和3年度保育料については、決定次第お知らせします。)

市町村民税の年度切替に伴い、毎年9月に保育料を見直します。

保育料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和元年度市町村民税額で算定						令和2年度市町村民税額で算定					

【保育料の納入先】 施設の種類によって、次のとおり分かります。

- 私立の保育所及び加東市立こども園・保育所 → 加東市
- 私立の認定こども園 → 認定こども園
- 市外の公立保育所・公立認定こども園 → 保育所等が所在する市町村

## 3号認定(0~2歳児)

階層区分	定 義	利用者負担額(月額)		多子算定【注2】
		標準時間	短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は里親である支給認定保護者	0円	0円	-
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	年齢制限なし
第3階層	第1階層を除き、市町村民税額が右の区分に該当する世帯	16,000円	15,800円	
第4階層	ただし、 ①住宅借入金等特別控除	24,000円	23,700円	
第5階層	②配当控除	33,000円	32,600円	
第6階層	③配当割額控除	38,000円	37,500円	
第7階層	④株式等譲渡所得割額控除	45,000円	44,300円	
第8階層	⑤寄付金控除(ふるさと納税等)	52,000円	51,200円	
第9階層	⑥外国税額控除	64,000円	63,000円	
第10階層	は、適用されませんので、通常の市町村民税所得割額に加えて計算します。	70,000円	69,000円	
第11階層				

【注1】 年齢区分は年度の初日の前日(3月31日現在)の満年齢で決定(入所日以降に誕生日を迎えても変更にはなりません。)

### 【注2】多子軽減について

同一世帯に子どもが2人以上いる場合は、階層区分ごとに次の算定方法により、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、保育料は次のとおり算定します。

**第1子…基準額 第2子…基準額の1/2 第3子以降…無料**

① 第2階層~第4階層 → (生計を同一にしている)子どもの年齢に制限なく算定

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生~(年齢制限なし)
(例) 保育料			第3子入園中 無料			第2子入園中 半額			第1子(県外に住み、仕送りを受けている大学生等)

※寄宿舎に入っている場合など、住所が異なる兄弟がいる場合は、その子どもの住民票及び学生証等の写しを持参して申し出てください。

② 第5階層~第11階層 → 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援もしくは地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用しての就学前児童の中で算定します。

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生~
(例) 保育料			第3子入園中 第2子半額			第2子入園中 第1子全額			※就学前児童の中で第1子、第2子…と数える

## ひとり親世帯・在宅障害者がいる世帯の減免について

入所児童の属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,100円以下で、次の①~⑤いずれかに該当するとき(以下「ひとり親世帯等」という。)は、以下の表を適用します。

- ① 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭の世帯
- ② 同じ世帯に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいるとき
- ③ 同じ世帯に特別児童扶養手当支給対象児がいるとき
- ④ 同じ世帯に国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者がいるとき
- ⑤ 申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

※該当する場合は、それを証明できる書類(障害者手帳など)の写しを持参して申し出てください。

階層区分	定 義	利用者負担額(月額)		多子算定【注4】
		標準時間	短時間	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	7,500円	7,400円	年齢制限
第4階層	48,600円以上77,100円以下	7,500円	7,400円	なし

【注3】 年齢区分は年度の初日の前日(3月31日現在)の満年齢で決定(入所日以降に誕生日を迎えても変更にはなりません。)

### 【注4】多子軽減について

同一世帯に子どもが2人以上いる場合は、(生計を同一にしている)子どもの年齢に制限なく算定します。最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、保育料は次のとおりです。

年齢	第1子…基準額			第2子以降…無料					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生~(年齢制限なし)
(例) 保育料			第3子入園中 無料			第2子入園中 無料			第1子(県外に住み、仕送りを受けている大学生)

## 1号・2号認定(満3~5歳児)の副食費の免除について

幼児教育・保育の無償化にあたり、保護者の負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられています。市から免除対象者へ通知しますので、免除申請等の手続は不要です。

1号認定		右記以外の世帯			ひとり親世帯等		
階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
2	市町村民税非課税世帯・所得割非課税世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
3	市町村民税所得割課税額77,101円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	77,101円以上			免除			免除

2号認定(3~5歳児)		右記以外の世帯			ひとり親世帯等		
階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
2	市町村民税非課税世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	57,700円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	(ひとり親世帯等のみ) 77,101円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
5	57,700円以上			免除			免除

### 【注5】「第3子以降」の数え方

保育料算定の際に算出される市町村民税所得割課税額が、1号認定では77,101円以上の場合には小学3年生までの子の中で数え、2号認定では57,700円以上(ひとり親世帯等は77,101円以上)の場合は、小学校就学前の子(【注2】参照)の中で数えます。